高齢者虐待防止のための指針

檜原村国民健康保険檜原診療所

（令和８年３月）

１　高齢者に対する虐待の防止に関する基本的考え方

檜原村国民健康保険檜原診療所（以下「診療所」という。）は、利用者の人権を守り、安全で健やかな生活を確保するため、老人福祉法及び介護保険法等の趣旨を踏まえるとともに、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成１７年法律第１２４号、以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定する、高齢者虐待の防止等のための措置を確実に実施するために本指針を定める。

２　虐待の定義

この指針において虐待とは次の行為をいう。

（１）身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

（２）介護・世話の放棄、放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等、養護を著しく怠ること。

（３）心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（４）性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

（５）経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

３　虐待防止検討委員会

診療所は、高齢者虐待の防止及び早期発見に組織的に対応するため虐待防止検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、虐待の防止、虐待発生時の対応及び組織等について定める。

（１）委員会の委員長は、診療所の所長が務めるものとする。

（２）委員会の委員は、診療所の職員で構成し、必要に応じて関係機関の職員が参加できるものとする。

（３）委員会は、年１回以上、委員長の招集により開催するほか虐待発生の都度、開催する。

（５）委員会の検討事項は次のとおりとする。

①　虐待の防止のための指針の整備に関すること。

② 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること。
③ 虐待又はその疑い（以下、「虐待等」という。）について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること。
④ 職員が虐待等を発見した場合に、村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
⑤ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。
⑥ 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

4 虐待防止のための職員研修
（1）研修は、虐待防止のための基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものとする。
（2）研修は、新規職員の採用時に行うとともに、年1回以上実施する。
（3）研修の内容については、研修資料、出席者等の内容を記録し、保存する。

5 虐待等が発生した場合の対応方法
（1）虐待等が発生した場合には、速やかに診療所内で情報を共有し、事実確認を行う。
（2）緊急性の高い事案の場合には、速やかに村へ報告するとともに、村関係部署及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

6 虐待等が発生した場合の相談・報告体制
（1）虐待等が利用者の居宅において発生した場合は、速やかに診療所内で情報を共有し、解決に努めるものとする。
（2）診療所内で虐待等に気づいた職員は、診療所長に報告し、速やかな解決につなげられるよう努める。
（3）診療所内における高齢者虐待は、外部から把握されにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
（4）診療所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて高齢者虐待対応を実施する。

7 成年後見制度の利用支援に関すること
利用者及びその家族等から成年後見制度の利用の相談があった場合には、利用可能な権利擁護事業等の情報提供を行うとともに檜原村社会福祉協議会等の窓口を紹介する等の支援を行う。

８　虐待等に係る苦情解決

（１）虐待等の苦情相談については、相談窓口に寄せられた内容の個人情報の取扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう、細心の注意を払う。

（２）虐待等の発見の相談・通報は秘密漏洩や守秘義務法規によって妨げられない。

（３）虐待の事実誤認により相談・通報をしたとしても秘密漏洩や守秘義務違反にとわれることはない。

９ 本指針の公表

本指針は、求めに応じていつでも閲覧できるように事業所内に備え付ける。

１０　その他虐待等の防止推進のための必要事項

（１）虐待防止のための内部研修のほか、関係機関により提供される虐待防止に関する外部研修等には積極的に参加し、高齢者の権利擁護とサービスの質の向上を図るよう研鑽に努める。

（２）その他、高齢者の虐待防止に関し必要な事項については、委員会が別に定める。

附 則

本指針は、令和８年３月１日より施行する。